

議会基本条例の実施検証結果報告

議会運営委員会委員長 東 充洋

平成27年4月13日、議会運営委員会を全委員出席で開催いたしました。

議題は、2013年（平成25年）4月に『上牧町議会基本条例』を制定し、上牧町議会は、監視、調査、政策形成等の機能を十分発揮し、自治体の政策立案、決定、執行等についての諸課題を明らかにし、広く町民に伝えるとともに町民の意見を反映する責任がある。そのことにより『町民との情報の共有』と『協働と参画のまちづくり』を、議会の責務として推進することが何よりも重要であるとの基本理念に基づき、上牧町議会基本条例第21条（見直し手続）の規定により、条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討いたしました。

結果は、別表で示しているとおりです。（別表参照）

また、改選後の検討課題として上牧町議会基本条例第4条第1項第2号・第3号の検証項目が各議員の捉え方がまちまちであるため検討を要することといたしました。

つぎに、上牧町議会基本条例第21条第1項についての条文と解説文との整合性についても検討課題といたしました。

上牧町議会では、より一層町民の皆様に分かりやすく開かれた議会を目指すための手段としてインターネット中継を実施しています。ぜひ、ご視聴ください。

今後も、上牧町議会は町民の福祉の向上及び町勢の発展に取り組んでまいります。

以上、ご報告いたします。

(項目)、条・項・号、主な内容					評 価
(議会の活動原則)					
第3条	第1項	第1号	開かれた議会運営	義務規定	○
		第2号	町民意見の町政への反映	努力規定	○
		第3号	分かりやすい言葉による説明	努力規定	○
		第4号	申合せ事項の不断の見直し	義務規定	○
		第5号	会議資料の提供等	努力規定	○
(議員の活動原則)					
第4条	第1項	第1号	議員相互の自由な討議の推進	義務規定	○
		第2号	町民の選良にふさわしい活動	義務規定	△
		第3号	町民全体の福祉向上の活動	義務規定	△
(町民参加及び町民との連携)					
第5条	第1項		説明責任を十分果たす	義務規定	○
	第2項		全ての会議を原則公開	義務規定	○
	第3項		町民意見の討議への反映	努力規定	○
	第4項		町民提出者の意見を聞く機会	努力規定	○
	第5項		町民との意見交換の多様な場	努力規定	○
(議会報告会)					
第6条	第1項		原則として毎年1回以上行う	義務規定	○
	第2項		議会報告会に関する別の定め	義務規定	○
(議員と町長等執行機関の関係)					
第7条	第1項	第1号	質疑応答は一問一答で行う	義務規定	○
		第2号	議員の質疑に対する反問権	義務規定	○
		第3号	町長等に対する文書の質問	義務規定	○
		第4号	議員の口頭要請の文書化	義務規定	×
(議会審議における論点情報の形成)					
第8条	第1項	第1号	政策の背景	義務規定	○
		第2号	提案に至る経緯	義務規定	○
		第3号	他の類似政策の比較検討	義務規定	○
		第4号	町民参加の有無	義務規定	○
		第5号	総合計画との整合性	義務規定	○
		第6号	財源措置	義務規定	○
		第7号	効果及び費用	義務規定	○
	第2項		政策評価に資する審議	努力規定	○
(予算及び決算における政策説明)					
第9条	第1項		分かりやすい政策説明資料	義務規定	△
(議会の合意形成)					
第10条	第1項		議員相互の自由討議	義務規定	○
	第2項		議員相互の合意形成	義務規定	○

議会基本条例の実施状況検証結果

平成27年4月13日検証

No 2

(項目)、条・項・号、主な内容				評 価
(委員会の活動)				
第11条 第1項	町民に分かりやすい議論	努力規定	○	
第2項	委員長報告の作成と答弁	努力規定	○	
第3項	町民への審議経過の説明	努力規定	○	
(議員研修の充実強化)				
第12条 第1項 第1号	議員研修の充実強化	義務規定	△	
第2号	議員研修会の開催	義務規定	△	
(議員研修費等の執行及び公開)				
第13条 第1項 第1号	実施要綱の遵守	義務規定	○	
第2号	報告書の閲覧請求への対応	義務規定	○	
(議会事務局の体制整備)				
第14条 第1項	事務局機能の充実強化	努力規定	△	
(議会図書室の設置及び公開)				
第15条 第1項	図書室の設置と図書の実	努力規定	△	
第2項	図書室の公開	努力規定	△	
(議会広報の充実)				
第16条 第1項	議会だよりによる情報提供	努力規定	○	
第2項	多様な手段による広報拡充	努力規定	○	
(議員の政治倫理)				
第17条 第1項	政治倫理条例の遵守	義務規定	○	
(議員定数)				
第18条 第1項	議員定数条例の準拠	義務規定	○	
第2項	定数改正の手続き	義務規定	○	
(議員報酬)				
第19条 第1項	議員報酬条例の準拠	義務規定	○	
第2項	報酬改正の手続き	義務規定	○	
(最高規範性)				
第20条 第1項	最高規範性の実行	義務規定	○	
第2項	一般選挙後の条例研修	義務規定	該当なし	
(見直し手続き)				
第21条 第1項	目的達成の検証と公表	義務規定	○	
第2項	条例改正への適切な措置	義務規定	○	
第3項	改正の理由と背景の説明	義務規定	○	
(議会及び議員の責務)				
第22条 第1項	法令遵守	義務規定	○	

備考:評価は、三段階とし、○△×を記入する。